

令和5年度入札参加資格停止措置状況

No.	事業者の所在地・名称・代表者	入札参加資格停止期間	入札参加資格停止理由
R5-1	<p>岐阜市宇佐南4-8-24 宇佐南4丁目事務所101</p> <p>(株) セレスポ岐阜支店 支店長 油谷 智久</p>	<p>令和5年4月4日から 令和6年4月3日まで (12ヵ月間)</p>	<p>東京オリンピック・パラリンピックのテスト大会を巡る入札談合事件で公正取引委員会が法人6社と個人7人を独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反容疑で2月28日に検事総長に刑事告発した。</p> <p>【本巣市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱 別表第2第3号該当】</p>
R5-3	<p>岐阜県羽島郡岐南町野中4-93</p> <p>アルフレッサ(株) 岐阜第一支店 支店長 服部 秀信</p>	<p>令和5年5月22日から 令和5年8月5日まで (2.5ヵ月間)</p>	<p>独立行政法人 国立病院機構が九州地区で発注する医薬品の入札で談合したとして公正取引委員会は令和5年3月24日、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反で医薬品卸5社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>また同日、公正取引委員会は本件に係る課徴金減免制度の適用事業者として6社を公表した。</p> <p>なお、当該事業者は、課徴金減免制度の適用事業者であるため、要綱第4条第2項に基づき、短縮した措置期間を適用する。</p> <p>【本巣市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱 別表第2第2号該当】</p>
R5-4	<p>岐阜県岐阜市領下6-46</p> <p>(株) 丸泰 代表取締役社長 伊藤 寛章</p>	<p>令和5年5月22日から 令和5年9月21日まで (4ヵ月間)</p>	<p>(株)丸泰は、元請けとして請け負った愛知県内の民間建築工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と同法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超える請負金額をもって下請契約を締結していた。</p> <p>このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和5年4月5日、中部地方整備局長は、同社に対し建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令を行った。</p> <p>【本巣市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱 別表第2第5号該当】</p>

R5-5	<p>愛知県名古屋市中区栄2丁目4番12号</p> <p>水道機工(株)名古屋支店 支店長 山本 啓介</p>	<p>令和5年6月9日から 令和6年3月8日まで (9ヵ月間)</p>	<p>建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。並びに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。</p> <p>これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、関東地方整備局長は、同社に対し建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業停止命令を行った。</p> <p><b>【本巢市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱 別表第2第5号該当】</b></p>
R5-6	<p>愛知県名古屋市中区栄2丁目2番17号</p> <p>(株)水機テクノス 名古屋支店 支店長 山田 哲由</p>	<p>令和5年6月9日から 令和6年3月8日まで (9ヵ月間)</p>	<p>建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。並びに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。</p> <p>これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、関東地方整備局長は、同社に対し建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業停止命令を行った。</p> <p><b>【本巢市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱 別表第2第5号該当】</b></p>

R5-8	<p>愛知県名古屋市中村区名駅二丁目28番3号</p> <p>西武建設（株）名古屋支店 支店長 張間 誠司</p>	<p>令和5年9月7日から 令和6年5月6日まで (8ヵ月間)</p>	<p>建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。</p> <p>これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年7月21日、関東地方整備局長は、同社に対し建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業停止命令を行った。</p> <p>【本巣市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱 別表第2第5号該当】</p>
------	---	---	---